

私立幼稚園等就園奨励費補助金

〈別表1〉

区 分	補 助 限 度 額		
	1人就園の場合および同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左記以外の園児(第3子以降)
I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	年額 229,200円	年額 268,000円
II	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯および市民税の所得割が非課税となる世帯	年額 199,200円	年額 253,000円
III	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が約77,100円以下の世帯	年額 115,200円	年額 211,000円
IV	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が約211,200円以下の世帯	年額 62,200円	年額 185,000円
上記区分以外の世帯		—	年額 308,000円

市では、私立幼稚園や認定こども園の幼稚園機能に在籍する幼児の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、入園料・授業料の補助を行います。

この事業は、私立幼稚園などの

私立幼稚園等 授業料の補助

〈別表2〉

区 分	補 助 限 度 額	
	小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)	小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左記以外の園児および小学校1～3年生に兄・姉を2人有している園児(第3子以降)
I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	年額 249,000円
II	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯および市民税の所得割が非課税となる世帯	年額 226,000円
III	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が約77,100円以下の世帯	年額 163,000円
IV	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が約211,200円以下の世帯	年額 114,000円

- 注1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額の合算額です。
 2 年度途中に入園または退園した場合は、月割額による支給となります。
 3 実際に支払う授業料の額が補助額に満たないときは、その支払額を限度額として補助します。
 4 市民税所得割額は、住宅ローン控除を受ける前の額となります。
 5 区分Ⅲ・Ⅳの課税額は、国の基準に基づき、子どもの人数によって、増減する場合があります。

設置者をとおして補助します

申請方法 幼稚園などより配布される「授業料等減免措置に関する調査」に必要事項を記入し、幼稚園などへ提出してください。

補助限度額 別表1、2

問合せ先

市役所こども育成グループ
☎5211111(内線362)

表彰審査委員会委員募集

市では、市民福祉の向上ならびに市勢の伸展に貢献され、その功績が顕著である方に表彰を行っています。この被表彰者の選考審査を行う方を募集します。

対象 市内在住・在勤・在学の20歳以上の方

任期 2年(会議は年1回程度。毎年12月1日の市民表彰式に出席)

募集人数 1人

※応募者多数のときは、面接により決定します。

申込方法 市役所3階人事グループ窓口へ備え付けの応募用紙で申込

申込期限 7月12日(金)

申込・問合せ先

〒444-1398(住所不要)

市役所人事グループ

☎5211111(内線309)

居宅介護支援券 8月1日(木)より利用開始

在宅での日常生活および介護予防、要介護状態などの軽減・悪化の防止を支援することを目的とした「居宅介護支援券」の平成25年度分の交付申請の受付を開始します。

利用できるサービス

- ・紙パンツ、尿とりパット、いきいき号乗車チケットの購入
- ・理容美容サービス
- ・寝具洗濯乾燥サービス
- ・社会福祉協議会の移送サービス、家事援助サービス
- ・シルバー人材センターの家事援助事業

対象者 介護保険の要介護認定者または要支援認定者

※介護保険施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設・療養型病床)や養護老人ホームまたは病院に3か月以上入所・入院している方は対象外

申請方法 対象者

には7月下旬に申請書を送付します。利用を希望する場合は、申請書と自己負担費用を持参し、いきいき広場内介護保険グループで申請してください。

支援券利用開始日 8月1日(木)

申込・問合せ先

いきいき広場内介護保険グループ
☎5219871

